



ココは押さえよう! 所得課税改正の重要ポイント!

平成23年度税制改正で所得課税は大幅な増税になりました。高額所得者ほど負担が増えることとなります。今回は所得課税の改正の中でも、重要な点に絞って解説をしていきます。

給与所得控除の見直し

給与所得控除とは、事業所得などのように必要経費を差し引くことができないサラリーマン等が、給与収入から給与所得控除というみなし経費を控除するという所得税法で定められた制度です。

現在の制度では、給与収入に比例して給与所得控除が増え続け、控除金額に上限がありません。しかし、現実的に考えて、給与収入が増え続けることに比例して経費が増え続けるというのは考えにくいことから、今回の税制改正において給与所得控除額に上限が設けられることになりました。

改正点

その年の給与の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けることになりました。

| | 給与の収入金額 | 給与所得控除額 |
|-----|-------------------|--------------------|
| 現状 | 1,000万円超(上限無し) | (給与の収入金額)×5%+170万円 |
| 改正後 | 1,500万円超の収入には上限設定 | 一律245万円 |

《例》給与の収入金額が2,000万円の人は、この改正によって給与所得控除額がどう変わるか。

| | 給与所得控除額 |
|-----|-----------------------------|
| 現状 | 2,000万円×5%+170万円=270万円 |
| 改正後 | 給与収入が1,500万円を超えているので一律245万円 |

適用時期

- 所得税 …… 平成24年分以後
- 個人住民税 …… 平成25年分以後

役員給与等に係る給与所得控除の見直し

改正点

役員給与の金額が2,000万円を超える場合の給与所得控除額については、次に掲げる区分に応じ、それぞれの金額が

定められました。

| 役員給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|-----------------------|----------------------------------|
| 2,000万円超 2,500万円以下 | 245万円-{(役員給与等の収入金額-2,000万円)×12%} |
| 2,500万円超 3,500万円以下 | 185万円 |
| 3,500万円超 4,000万円以下 | 185万円-{(役員給与等の収入金額-3,500万円)×12%} |
| 4,000万円超 | 125万円 |

《例》役員給与の収入金額が4,000万円の人は、この改正によって給与所得控除額がどう変わるか。

| | 給与所得控除額 |
|-----|-------------------------------------|
| 現状 | 4,000万円×5%+170万円=370万円 |
| 改正後 | 185万円-{(4,000万円-3,500万円)×12%}=125万円 |

適用時期

- 所得税 …… 平成24年分以後
- 個人住民税 …… 平成25年分以後

退職所得課税の見直し

現行の制度では、退職所得については、退職後の生活保障的な意味合いを含む所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする累進緩和措置が採用されています。

しかし、短期間の在籍年数の役員等が、給与の受け取りを繰り延べ、退職時に高額な退職金を受け取り、2分の1課税を利用した租税回避行為が問題となっていることから、今回の税制改正において見直しされることになりました。

改正点

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の

1課税を廃止することになりました。

【退職所得控除額の計算の表】

| 勤続年数(=A) | 退職所得控除額 |
|----------|-------------------------------|
| 20年以下 | 40万円×A (80万円に満たない場合には80万円) |
| 20年超 | 800万円+70万円×(A-20年) |

《例》勤続年数3年で1,000万円の役員退職金を受けた人の退職所得はどう変わるか。

| | 退職所得 |
|-----|-----------------------------|
| 現状 | (1,000万円-40万円×3年)×1/2=440万円 |
| 改正後 | (1,000万円-40万円×3年)=880万円 |

適用時期

- 所得税 …… 平成24年分以後
- 個人住民税 …… 平成25年分以後

成年扶養控除の見直し

成年扶養控除とは、23歳以上70歳未満の成人した家族を扶養している場合、納税者の所得から1人当たり38万円を差し引いて税負担を軽減する制度です。

改正点

居住者が次に掲げる成年扶養親族(扶養親族のうち、年齢23歳以上70歳未満の者)を有する場合、その居住者のその年分の総所得金額等から、その成年扶養親族1人につき38万円を控除することになりました。

- ①特定成年扶養親族
- ②特定成年扶養親族以外の成年扶養親族(その年の合計所得金額が400万円以下である居住者の成年扶養親族に限ります。)

所得400万円の納税者から段階的に控除を縮減し、所得500万円以上の納税者については、控除が廃止されます。

証券の軽減税率の延長

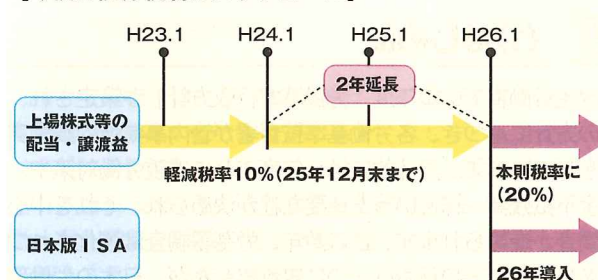
上場株の売却益・配当については、現在10%の軽減税率がかけられていますが、株価への悪影響を懸念し、廃止される見込みであった優遇税率が延長となりました。

改正点

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)については、景気回復に万全を期すため、2年間延長されることになりました。

従って平成26年1月から20%本則税率となります。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(いわゆる日本版ISA)の導入時期も平成26年1月からとなりました。

【今後の証券税制のスケジュール】



日本版ISAの制度を利用することで、投資から得られる値上がり益や配当・分配金が最長で10年間非課税となります。

執筆者紹介



藤間公認会計士税理士事務所
法人事業部
小笠原 亮

トウマグループは、企業を「明るく、元気、前向き」にする専門家集団として、経営全般・税務会計・人事労務・事業承継・相続・病院・医院経営・資産活用等、様々な相談にワンストップでお応えできる体制を整えております。

法人事業部では、節税対策や税務調査の対応の他、M&A手法を用いたグループ内外の組織再編、グループ法人税制への対応などお客様の立場に立つて全般的にサポートしています。是非一度お気軽にご相談ください。

お役立ち情報満載 ホームページ <http://www.toma.co.jp>

NEWS

■不況に打ち勝つノウハウ満載!セミナー続々開催中
景気が悪いと嘆く前に本気でつらくろう「100年企業」!!
100年企業の「TOMA」がお伝えします
100年続く老舗企業になる仕組み10か条
開催日 2011年4月7日(木) 13:30~15:30

■新刊情報
「法人税節税チェックポイント78」好評発売中!

セミナー・書籍の詳細・お申し込みはホームページからどうぞ。
<http://www.toma.co.jp>
無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。
TEL03-5201-6555